

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：京都市消防局

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.1%
(再任用職員)	-
(フルタイム会計年度任用職員)	-
(パートタイム会計年度任用職員)	110.1%
(臨時的任用職員)	-
全職員	77.5%

＊ 職員の給料については、条例で定める給料表に基づき決定しており、給与制度上、男女で差異は設けていない。

＊ () 内は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る内訳。

＊ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」全体の差異は、任用・勤務形態ごとの給与水準、男女の構成比率等が異なるため、内訳の単純平均とならない。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長級・部長級	-
課長級	95.6%
係長級	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.8%
31～35年	90.4%
26～30年	81.9%
21～25年	86.3%
16～20年	78.3%
11～15年	91.0%
6～10年	89.8%
1～5年	98.1%

【説明欄】

〔職員区分〕

- 再任用区分には、女性職員はいない。
- フルタイム会計年度任用職員は、採用していない。

〔任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異の主な要因〕

- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、受給者に占める男性の割合が多くなっている。
- 火災、災害等における消防作業等に従事する職員に対して支給される消防業務特殊手当等について、支給対象となる職員に占める男女比は、男性職員が多くなっている。

〔任期の定めのない常勤職員以外の職員に係る男女の給与の差異の主な要因〕

- 再任用区分に、女性職員がいないため。

〔役職段階別〕

- 現時点において局長級・部長級に、女性職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。